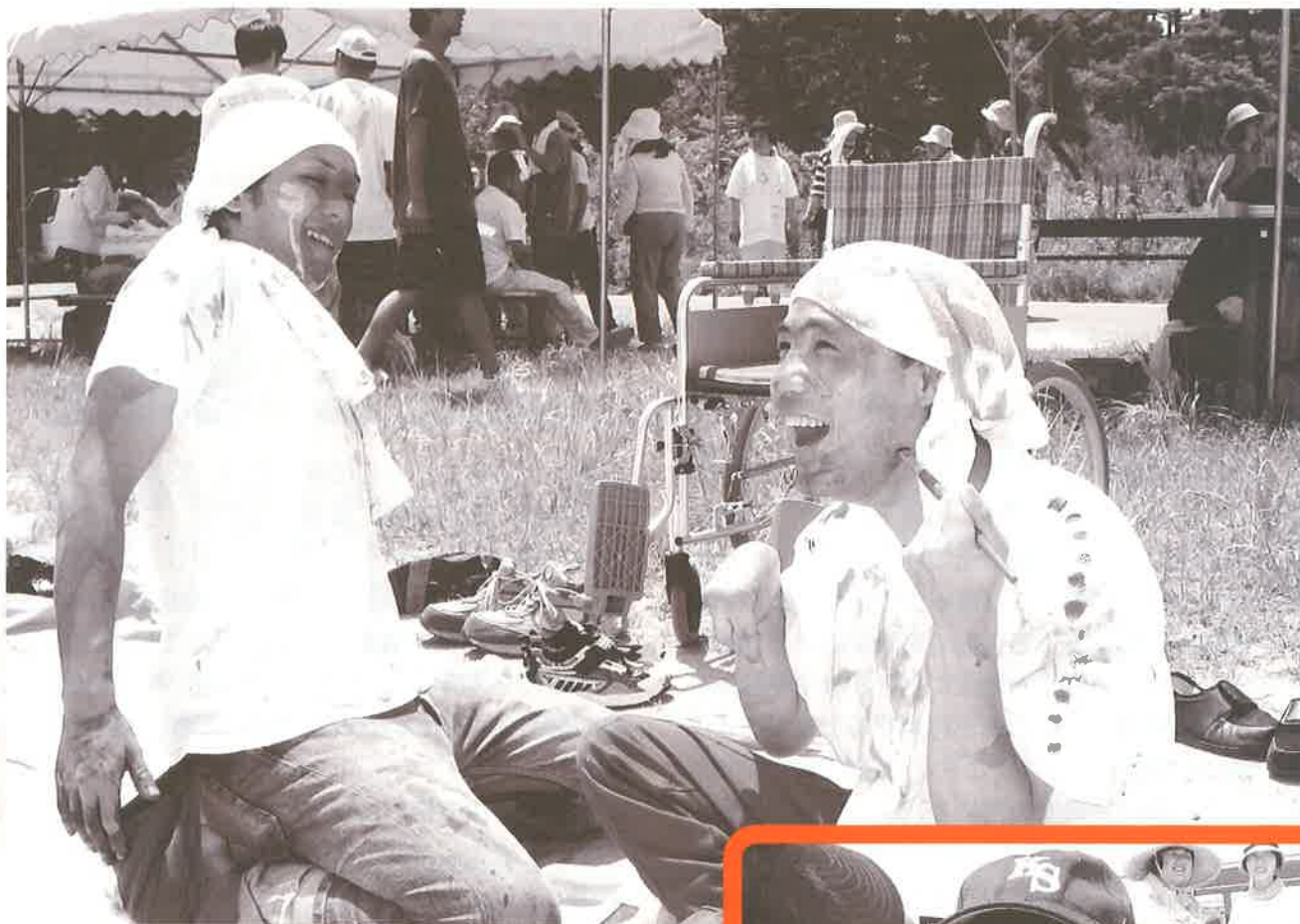


# AichiAigoNews



## CONTENTS

### 特集 制度改革に伴う課題と展望

1. 知的障害児施設の課題と展望 (制度改革を中心に) ㊦
2. 知的障害児施設の課題と今後の展望 ㊦
3. 入所更生施設における新たな事業体系と今後について ㊦
4. 新たな施設・事業体系への移行と今後について ㊦

### 専門委員会活動報告 ㊦

### 福祉協会ソフトボール大会 ㊦

### information・事務局だより ㊦



Vol.82

Association on Intellectual Disability of Aichi  
aichi\_fk@nifty.com  
[http://homepage2.nifty.com/aichi\\_fk/](http://homepage2.nifty.com/aichi_fk/)

## 特集

Special Edition

## 制度改革に伴う課題と展望

平成16年10月に公表された「障害保健福祉改革のグランドデザイン案」を具現化した障害者自立支援法・改正児童福祉法が本年10月から完全施行されました。

制度改革の理念に比し、改革の中身は利用者、施設・サービス事業者の間に様々な波紋——費用負担、障害程度区分認定、報酬基準・サービス体系の見直し等——を生じさせています。

今号では、こうした制度改革に伴う課題、対応、展望について知的障害児施設、更生・授産施設の立場から提言していただきました。

## 知的障害児施設の課題と展望 〈制度改革を中心に〉

知的障害児施設 名古屋市あけぼの学園

園長 松本 正

愛知県知的障害者福祉協会児童施設部会長



あけぼの学園は、昭和35年2月に開所した知的障害児のための入所施設です。10月1日現在、18歳未満の利用者が32人、18歳以上の利用者が32人、合計64人が生活しています。18歳以上の利用者があるのは、障害の程度が重くて在宅で生活することが困難である場合や、障害者の施設に空きがない場合などには、18歳を超えて引き続き利用することができるためです。しかし、本来児童の施設であるため、年齢超過児の占める比率の減少が課題の一つになっています。

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。あわせて、児童福祉法が改正され、知的障害児施設についても、平成18年10月から利用契約制度の導入、利用者負担の変更が実施されました。

利用者にとっては大変影響の大きい制度改革になるため、詳細な情報が少ない中、平成17年度中に2回の保護者向け制度改革説明会を開催しました。今年度になってからも2回の説明会を開催し、家庭裁判所が行う成年後見制度説明会への参加要請や障害児施設給付費申請・利用者負担減額申請など利用契約への移行のための準備をしてきました。10月1日には、23人の利用者が措置から利用契約へと移行しました。国の方針では、保護者不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合、保護者の虐待等により入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合などには、児童相談所が措置による利用を行うとしているため、措置による利用者と契約による利用者が混在することになりました。

措置から契約へ移行した場合には、利用者負担の

変更が生じます。今回の移行では、23人のうち20人の利用者が個別減免に該当したため、この点では大きな混乱は避けられそうです。しかし、施設側の収入については、「知的障害児施設緊急調査報告」（日本知的障害者福祉協会）で述べられているように、措置費から利用実績払い制への変更、各種加算の見直し等により厳しい状況になることが見込まれています。

利用者への支援については、これまでもその向上に努めてきましたが、契約による利用へ移行した保護者からは、これを契機に、より高い水準の支援を求められるようになることも予想されます。個別支援計画を作成する際には、利用者・保護者の意向・要望を十分聞き取り、職員全員が処遇の向上に取り組むことが大切と考えています。一方では、保護者の協力が欠かせない事項もあるので、学園からの協力要請についても調整が必要です。こういうことを行うことで、目的を持って一定期間だけ施設を利用するという利用形態にして、年齢超過児の減少という課題解決につなげたいと考えています。

10月の制度改革では、知的障害児施設の新事業体系は示されていません。国は見直しの方針として、「さまざまな年齢や障害程度の異なる児童が混在するなど、本来の施設の機能と入所児の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する」といっています。新体系が示されたときには、更にその内容に対応して行くことが求められることとなります。

## 知的障害児施設の課題と今後の展望

知的障害児通園施設 刈谷市立しげはら園  
園長 酒井 喜代子  
愛知県知的障害者福祉協会 児童通園施設部会長



現在の児童通園部会は、県下の児童通園施設19施設と障害児デイサービス施設5施設の24施設で構成されています。

10月からの障害者自立支援法の施行に伴い児童福祉法が改正され、4月から施設に措置されていたほとんどの家庭と各施設とで契約を結び利用料を支払ってもらうことになりました。措置制度を残してほしいという望みもむなしく、措置と認められたのは協会加入全施設の利用家庭の1.4%程度でしかありませんでした。

施設や保護者は支援法の施行を見据えて、各市町村へ保護者の負担軽減をお願いしてきました。その結果として、ほとんどの市町村が何らかの方法で負担の軽減を設けてくれました。知多地区4市は利用料を今までの措置と同額とし、名古屋市は所得に応じて独自の階層表を作成して保護者の負担軽減をはかりましたので、保護者の負担はあまり大きくはなりませんでしたが、しかし、他の市町村では、国基準の利用料1割負担を採用したため、応能負担から定率負担に移行し、特に低所得家庭への負担が大きくなり、措置費の2倍から3倍の利用料を支払わなければならないようになった家庭が半分以上を占めることになりました。当園でも1割の家庭が3倍以上の負担をしなければならなくなりました。

これから4月までに利用料等の再検討を実施する市町村もあるということです。今後も市町村との話し合いを続け、更なる軽減措置が設けられるようになることを期待したいと思います。

社会福祉法人の施設は、少しでも家庭の負担が減らせるようにと、社会福祉法人減免の申請を行っていますが、減免の対象にならない比較的所得の低い家庭に対する軽減措置がないことが問題であると感じています。また、施設の経営から考えると社会福祉減免分の法人負担、保護単価や幼児加算単価の減額、一般生活費の日用品費のカットなど収入が減り経営が苦しくなる材料ばかりがあげられます。さらに、利用料や食費の計算、請求、集金等施設が行わ

なければならない事務が大幅に増えることも大きな問題となっており、どう処理していくかが10月からの課題となっています。

他市からの園児を受け入れている施設では、市町村ごとに軽減措置に違いがあるため利用料や食費がまちまちであり、事務処理を一層煩雑にする要因にもなっています。

昭和40年代に児童通園施設が次々に開設され、その後色々な変遷を経てやっと保健所や医療機関・児童相談所等との連携や発達検査体制も充実されてきて、低年齢児の障害や発達の遅れが見つけられやすくなりました。早期発見の体制が整い、それに伴う早期療育の必要性が少しずつ理解されつつある時期に利用料や食費の負担増によって早期療育が後退することはあってはならないと考えます。

法律や制度が変わっても児童通園施設の基本的役割は今までと変わるものではないと思いますので、これからも専門職としての職員の資質向上に努めて療育内容の充実をはかるとともに、今まで以上に関連機関との連携を深めて、早期発見、早期療育を推し進めていきたいと思っています。しかし、これからは社会情勢のいろいろな波を受けて、保護者や地域などから施設に求められる要求は多岐にわたるようになることが予想されます。それにどう答えていくかが今後の児童通園施設の大きな課題となってくると思われます。発達支援、家族支援、地域支援など幅広い障害児支援が行っていきけるよう今後とも全施設で情報交換を行いながら努力していきたいと考えています。



## 入所更生施設における新たな事業体系と今後について

知的障害者更生施設(入所) サンフレンド

施設長 川崎 純夫

愛知県知的障害者福祉協会 更生施設部会長



入所更生施設の役割は、戦後から今日に至るまで保護と更生(訓練と指導)を主にサービスの提供を行ってきましたが、今回の障害者自立支援法で大きく見直されようとしています。地域で障害者の生活を支えるシステムがいろいろと作られる中で、入所更生施設の今後の役割が今回の制度改革によって、いい意味で切り替えるきっかけになるのでは…と前向きに考えたいと思います。

国は平成23年度末までに、現在利用中の施設入所者の1割以上を地域生活に移行し、これに併せて施設入所数を7%以上削減するという障害者福祉計画の「基本方針」を発表しています。新法によると入所施設の利用対象者は障害程度区分4以上(50歳以上は区分3)となり、5年間の経過期間がありますが、障害程度区分の判定により現入所者の3~4割は非該当となって、地域移行を余儀なくされることになることが推測されます。

このことに関連して、入所施設から地域へ移行する1つとして、グループホーム・ケアホームがあります。国は、現在の利用者3万人から9万人に増やすという数値目標を掲げています。しかし、現実問題としてグループホームの運営費を見ると、新しくグループホームを整備することは非常に難しい状況だと思います。非該当となった利用者の受け皿を経過期間の5年間で整備できるかどうか、いささか疑問が残りますが、「出来ません」だけでは前に進まないで、何らかの方策を考えないといけないと思っています。

次に、地域生活を支えるシステムとして障害者ケアマネジメントがあります。障害者ケアマネジメントは以前から在宅障害者やグループホーム等で生活している障害者にとって、とても有効な手法であります。今まで入所更生施設においては、昼夜一貫したトータルな施設として機能してきましたので、障害者ケアマネジメントの必要性はあまりなく、機能が発揮できない状況であったと思います。しかし、障害者自立支援法によって入所更生施設が住まいの

場、日中活動の場に分割され、サービスも日割りになることで空いた時間に別のサービスを利用することが可能ですし、休日の余暇の充実等々を図る上で、障害者ケアマネジメントが入所更生施設においても、今後、かなり重要視されてくると思います。

国は、それらを見越して、ケアマネジメント従事者(相談支援従事者)の配置やサービス管理責任者の設置の義務化を行って来ております。ですからサービス管理責任者の責任は重く「机上の個別支援計画」ではなく、実際の利用状況やモニタリングをきちんと行い、客観的に評価し、結果についても、これから厳しく求めてくることは間違いないと思います。そのために、国は、サービス管理責任者には、それなりの権限を持たせ業務の遂行をさせると言っています。

以上のことを踏まえ、入所更生施設の今後の事業体系を考える必要があると思います。間違っても施設の経営や運営にばかりとらわれず、施設本来の目的である利用者の自立支援を忘れないようにしたいものです。利用者一人ひとりのニーズに応えるサービスの提供。つまり、これからは「個別支援」だと思います。個別に違う多様なニーズにいかに対応していくかが大きなキーだと思います。障害者も健常者もノーマライゼーションの理念のもと、同じ人としてどうしたら幸せになれるのか、そのためには何が必要なのか、また、保護者が心配する「親亡き後」の事も含め、入所更生施設は“今、何をすべきか?”原点に返り事業体系を構築することが大切ではないでしょうか。これらのことを更生施設部会が一丸となって話し合い、検証し、活路を見いだして行きたいと思っています。

## 新たな施設・事業体系への移行と今後について

知的障害者授産施設（通所） くすの木授産所

施設長 鈴木 定和

愛知県知的障害者福祉協会 通所授産施設部会長



通所授産施設部会は、当福祉協会会員施設のうち約半数を占め、100施設を超える施設数があるなか、今までは生産活動を中心に機能してまいりましたが、障害者自立支援法の施行により、これからは日中活動支援事業として大きく様変わりして行きます。

旧法の体系化では通所更生施設、通所授産施設、福祉工場、デイサービスセンター等が日中活動を支援する主な施設であり、その中で通所授産施設は就労移行支援中心の施設から、就労継続支援を主とした施設が多数を占め、重度の利用者も含めて内実は療育支援も力をいれざるを得ない施設も数多く機能していたと思われます。

障害者自立支援法の今年からの施行により、障害の種別による利用の違いがなくなり、施設としては今後5年間ほどで、新体系に移らざるをえない状況になっております。

日中活動系の施設としては生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（雇用型及び非雇用型）、地域活動支援センター等に移行することになるので、多機能型を含めてどのような機能を果たす事業所とするのか、利用者の方たちの意向も含めて将来設計を模索中の施設が大多数だと思います。

県下の授産施設の新体系への移行状況であります。今年の10月からすでに移行した施設もあれば、来年の4月からの移行を目指して準備中の施設もいくつか見られます。また、5年間ぎりぎりの期間を目いっぱい利用して、一番適切と思われる時期に移行を考えている施設もありますが、障害程度区分認定の見直しがなされてから、あるいは介護保険との統合など、財政状況が少しでも良くなってから移行したいので、今から3年間程様子を見ることにより、判断したいという施設が多いようであります。

移行時期の早い施設は就労移行支援等単価の高い事業を中心に考えているとか、生活介護で重度の程度区分利用者が多数予測される等、今後の事業経営にある程度見通しのついている事業所が多く、様子を見てから移行する予定の事業所は、事業収入の減

少が予想されるため、慎重になっているという傾向がうかがわれます。

このような厳しい状況下のもとではありますが、愛知県福祉協会の顧問でもあります名古屋女子大学の三谷嘉明教授が厚生労働省保健福祉部から「多様な世代及び心身の状態に着目した要介護状態の評価指標に関する研究」の研究協力者としての要請を引き受けていただけたところで、障害程度区分の見直し作業が中心になるようであり、評価項目等の修正の可能性があるようです。私たち協会傘下の事業者としても、利用者の方たちの適正な区分認定がなされるよう、是非アシストしていけたらと思います。

また、授産施設部会に関しましては、新体系に移行することにより、通所更生施設等との区別が無用になり、日中活動支援部門として就労を中心とした部会と生活を中心とした部会に整理されていくのではないかと予想しております。

新法が施行された後も未だに解釈の違い等混乱が続いている現状ですが、これからも協会会員皆様方の強力なご支援をお願いしたいと思います。



## 専 門 委 員 会 の 活 動 報 告

### 対外対策委員会

対外対策委員会には、予算対策活動以外にも様々な仕事がありますが、今年度は障害者自立支援法施行による問題点の改善及び解消について、国、県、市町村向けに意見具申を行っていきます。特に10月より強制移行の共同生活援助と共同生活介護（グループホーム・ケアホーム）の経営危機に対する県市への救済要求を早急に進めています。

また、新制度に必要なサービス管理責任者や相談支援従事者の養成研修について、各施設が未受講の不安のないよう県と折衝しつつ、必要に応じて協会主催としても開催をする姿勢でいます。

更に、メール配信により委員会報告や最新情報をお知らせし、会員施設の安定経営の手助けが出来るよう努めて参ります。

### 研修委員会

本年度は、東海地区関係の研修会の開催がないため、研修委員会としては12月実施の第7回愛知県知的障害関係施設職員研究大会に全力を傾注し、取り組んでいるところです。本年は、自立支援法元年ということで、目まぐるしい制度移行の中にあってもサービスの質を落とすことなく円滑に支援をしていくための一助になればと、委員会スタッフ一同鋭意努力していきます。また、今大会は、支援スタッフ部会の力を借りながら、支援者という身近な視点からと同時に若い職員の方の意見が反映できるような大会になればと考えています。

この他、今後研修委員会独自の研修企画や、県社協との合同勉強会（ケアマネ研修も併せ）なども考えていきたいと思っています。

### 倫理委員会

今年度より「障害者自立支援法」が始まり、障害者福祉にとって大きな変動を迎えています。こうした中、各法人では提供しているサービスや経営の見直しが行われ、ややもすると今回の流れは、「サービス低下」を懸念させます。しかし、どのように時代や制度が変わっても、法人として、施設として、支援者としての求められる姿勢は、不変なものであり、福祉の本質は今後も継承されていく必要があります。そして、今のような時代こそ、私たち支援者は対人援助を行う上での倫理の検証や自己研鑽を常に意識することが不可欠です。そこで、今年度も主任者研修の実施等を通じて、より良いサービスを目指していただけるような活動を進めていきます。

### 文化活動委員会

今年度も愛知県知的障害関係施設職員研究大会の中でパネルセッション・僕らの展示会を開催いたします。今年は、ポスターセッション「ええじゃないか〜ぼくらのアート展」やライブパフォーマンス「とにかく楽しきゃ ええじゃないか！」の展示や演奏を行います。いったいどのようなものになるのだろうか、ぜひご鑑賞・ご観覧下さいますようお願い申し上げます。

また、隣接するイトーヨーカ堂豊橋店では様々な丹精込めた授産製品にて障害者福祉を啓蒙し、収益を上げて行きます。今年は焼き菓子も販売致します。お店は夜9時まで開店しておりますので、即売会にお顔を見せていただき、たくさんお土産にさせていただけるよう、心よりお待ち申し上げます。

### 療育研究委員会

「障害者自立支援法」の施行に左右されない専門的な発達支援、施設支援を必要としている援助の現場にあって、スタッフが「学びたいこと」「知りたいこと」を「紀要 2007 vol.15」にしたいと考えています。

委員会は夏から開催できるようになり、月一回のペースで開かれるようになり、各委員で基礎調査を進めてきました。今後は更にテーマを絞り、事例研究の原稿依頼を行う予定です。また、事例研究以外に委員会が行う調査研究の内容についても、検討していきます。

発行の時期は、平成19年10月ごろが目標です。

会員の皆様には、事例研究の寄稿をお願いすることになりますので、よろしくご協力下さい。

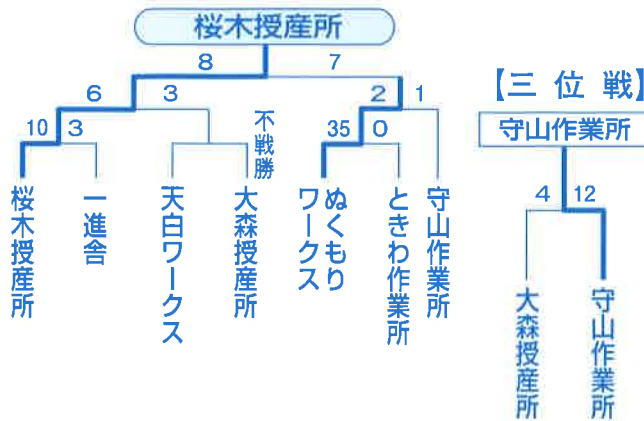
🕒 🕒 🕒 打って、きって、笑顔いっぱい 🕒 🕒 🕒



平成18年9月27日、29日名古屋市小幡緑地西園にて第32回福祉協会 授産、更生の部ソフトボール大会が開催されました。両日も快晴に恵まれ、日頃の練習の成果を発揮して素晴らしい大会となりました。

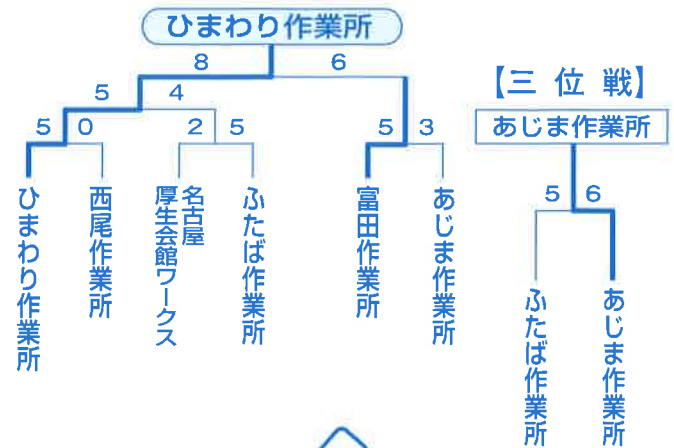
■第一次リーグ (27日)

- 優勝 桜木授産所
- 準優勝 めくもりワークス
- 第三位 守山作業所



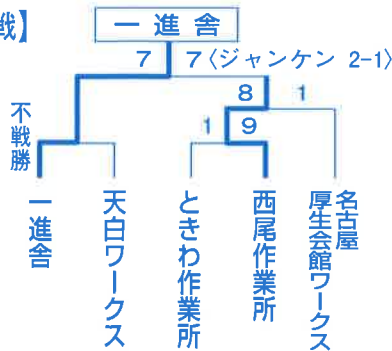
■第二次リーグ (27日)

- 優勝 ひまわり作業所
- 準優勝 富田作業所
- 第三位 あじま作業所



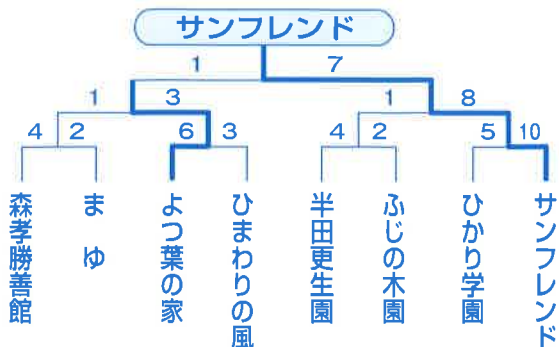
【第一次・二次リーグ敢闘賞戦】

- 敢闘賞 一進舎



■更生リーグ (29日)

- 優勝 サンフレンド
- 準優勝 よつ葉の家
- 第三位 半田更生園
- 敢闘賞 ひかり学園



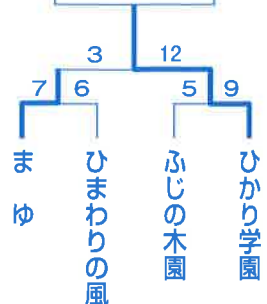
【三位戦】

半田更生園



【敢闘賞戦】

ひかり学園



# information

## お知らせ

### 平成18年度 愛知県知的障害者福祉協会 「功労賞」受賞者が決定しました



川口 弘 氏  
ホテルの郷 施設長

#### 〈愛知県知的障害者福祉協会での功績〉

平成5年～平成12年	更生施設部会長
平成11年～平成16年	副会長
平成12年～平成15年	事務局長
平成16年～平成17年	会長

全国知的障害児施設運営協議会  
全国発達支援施設運営連絡協議会  
全国通園施設運営協議会

■期 日 平成18年11月21日(火)～22日(水)  
■会 場 名古屋国際ホテル(名古屋市中区)

#### 愛知県知的障害関係施設職員研究大会

■期 日 平成18年12月4日(月)～5日(火)  
■会 場 ホテル日航豊橋(豊橋市藤沢町)

#### 【平成19年度】

東海地区知的障害者関係施設長研究協議会  
(担当：愛知県)  
東海地区知的障害者関係施設職員研究大会  
(担当：三重県)

## 事務局 だより

今年6月から、右も左も分からぬまま事務局業務を開始し半年になろうとしています。

この間にも前事務局長から色々とお教えいただき業務を引き継いだのですが、「落ち度だらけ」で会員の皆様に多大なご迷惑をおかけした事を心からお詫び申し上げます。

しかし、こんなにも事務処理があるのかと、毎日あいた口が閉まらぬままです。処理をする二人の職員さんも毎日夜遅くまで残業で、少し気の毒になります。それでも、県大会を控えておりますから泣き言は言っていられないのでしょう。会員の皆様に更に迷惑を掛けそうで心配です。

社会の流れが福祉に厳しくなってきた折、この時勢に逆らい福祉社会の形成にお役に立てばと気を引き締めたいと思っています。今後も会員の皆様のご協力をお願いいたします。

お願い……………協会運営の迅速化および経費節減のため、メール配信の連絡に切り替えております。  
是非メールアドレスの取得をお願いいたします。  
(事務局：菊池)



## 愛知県知的障害者福祉協会事務局

〒441-8061 豊橋市藤沢町141 ホテル日航豊橋オフィス棟936号室 TEL 0532-48-0926 FAX 0532-48-0927  
E-mail: aichi\_fk@nifty.com ホームページURL [http://homepage2.nifty.com/aichi\\_fk/](http://homepage2.nifty.com/aichi_fk/)